

山谷えり子議員が「質問主意書」を提出 台湾返還という歴史捏造の真の原因

本誌編集部



「台湾（1945 中国へ返還）」と記述して検定に合格した東京書籍の地図帳

山谷えり子議員が周到な「質問主意書」を提出

日本は昭和二十（一九四五）年に台湾を中国（当時の中華民国）に返還したという記述がまかり通っている。これは本当に歴史の事実なのだろうか。

本会は平成十七（二〇〇五）年から台湾を中国の一部と表記する中学校教科書の地図帳問題に取り組み、文部科学省や地図帳を出版する帝国書院や東京書籍に対して是正を求め、一方、署名活動を展開してきた。現在は、焦点を絞って「台湾返還問題」に取り組んでいる。

実は、東京書籍の地図帳が、相変わらず日本の領土だった台湾について「台湾（1945 中国へ返還）」と記述して昨年の文科省検定に合格している。また、大学受験でもっとも使われているという山川出版社の『詳説 日本史B』も、脚

注とは言い「台湾は中国に返還され」と記述し、文部科学省の検定に合格している。

さらに、馮寄台・台北駐日経済文化代表処代表は、平成二十二（二〇一〇）年十二月二十三日付「毎日新聞」に「教科書の台湾表記に危惧」と題して寄稿し、その中で「台湾は第二次世界大戦後、中国大陸を統治していた中華民国政府に返還された」と記していた。

このような点を踏まえ、教育問題や領土問題、拉致問題などで幅広く活躍し、台湾問題にも造詣が深い山谷えり子・参議院議員は二月二十八日に「台湾返還に関する質問主意書」を提出した。この日は、奇しくも台湾の二・二八事件記念日だった。池田^{いけだ}勇人^{はやくと}首相の当時の国会答弁を引用するなど周到な内容の「質問主意書」だ。その全文を紹介したい。

〈本年四月より中学校で使用される東京書籍発行の地図帳

「新しい社会科学地図」は文部科学省の検定に合格しているが、十八頁の図版「アジア各国の独立」において、日本の領土だった台湾について「台湾（一九四五 中国へ返還）」と記述している。

また、高校の日本史教科書のうち、山川出版社の「詳説日本史B」も、三百四十七頁の脚注②において「台湾は中国に返還され」と記述し、文部科学省の検定に合格している。

一方、東京都教育委員会は平成二十四年度から都立高校における日本史を必修科目とし、「江戸から東京へ」という教材を作成し、平成二十三年四月から配布し使用している。この「江戸から東京へ」の平成二十三年度版は、GHQの施策などに触れた「日本の非軍事化と民主化」の箇所（百二十五頁）において「日本の敗戦によって、台湾は中国に返還され」と記述していたが、東京都教育委員会は平成二十四年度版から「日本は敗戦によって台湾・朝鮮半島などの支配を放棄」（百二十七頁）と訂正し、「台湾は中国に返還」という記述を削除した。

さらに、前述した山川出版社の「詳説 日本史B」も三百六十頁においては、サンフランシスコ平和条約に関して「領土についてはきびしい制限を加え、朝鮮の独立、台湾・南樺太・千島列島などの放棄が定められ」と記述し、サンフランシスコ平和条約で日本が台湾を放棄したと明記しているのだ

ある。これでは、日本は台湾を返還したのか放棄したのか分からなくなり、高校生は戸惑うばかりだろう。

日本が日本の領土だった台湾を一九四五年に中国、すなわち当時の中華民国に返還していたとするなら、その後、日本は一九五一年に署名したサンフランシスコ平和条約においてなぜ台湾を放棄できたのか、説明がつかなくなる。

そもそも、日本政府の台湾に関する発言をたどってみると、例えば昭和三十九年二月二十九日の衆議院予算委員会において、当時の池田勇人首相は「サンフランシスコ講和条約の文面から法律的に解釈すれば、台湾は中華民国のものではございません。しかし、カイロ宣言、またそれを受けたポツダム宣言等から考えますと、日本は放棄いたしました、帰属は連合国でしまるべき問題ではございますが、中華民国政府が現に台湾を支配しております。しこうして、これは各国もその支配を一応経過のものとして申しますか、いまの世界の現状からいって一応認めて施政権がありと解釈しております。」と答弁している。

つまり、台湾を領有し統治していた日本は、中華民国に施政権を移譲しただけで、返還はしていないため、サンフランシスコ平和条約で台湾を放棄できたのであり、台湾の帰属は「連合国でしまるべき問題」とする立場だったと理解し得る。

そこで、以下のとおり質問する。

なお、台湾の領土的な位置付けに関する日本政府の見解は「我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）

第二条に従い、台湾に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しており、台湾の領土的な位置付けに関して独自の認定を行う立場にない。」というものであると承知している。この質問はサンフランシスコ平和条約以前の歴史事実についての確認を旨とするもので、台湾の領土的な位置付けについての質問ではないことをあらかじめ申し添える。

一 政府は、前述の池田首相（当時）の答弁について、現在どのように受けとめているのか、政府の見解を示されたい。

二 馮寄台・台北駐日経済文化代表処代表は、平成二十二年十二月二十三日付けの毎日新聞に「台湾は第二次世界大戦後、中華民国政府に返還された」という旨の表現を含む寄稿をしたが、政府はこれをどう受けとめるのか、見解を示されたい。

三 政府は、東京都教育委員会が台湾返還の記述を削除した事実をどう受けとめるのか、見解を示されたい。

四 日本が台湾を中国（中華民国）に返還した事実があるとするれば、その根拠となる条約等がなければならぬ。事実の有無を明らかにするとともに、事実がある場合は当該条約等を具体的に示されたい。

右質問する。）

テストなら〇点の野田総理からの「答弁書」

野田佳彦総理からの「答弁書」は三月九日に出てきた。ところが、山谷議員が政府見解を述べてお茶を濁すのではないかと予想し「台湾の領土的な位置付けについての質問ではない」と釘を刺していたにもかかわらず、政府見解をそのまま出してきて、台湾を返還したのか否かについてまったく答えていない。テストなら〇点だ。左が「答弁書」の全文だ。

（一及び四について

我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）第二条に従い、台湾に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄しており、台湾の領土的な位置付けに関して独自の認定を行う立場にない。

二について

御指摘の寄稿については承知しているが、台湾の領土的な位置付けに関する我が国の立場は一及び四について述べたとおりである。

三について

御指摘の教材は、地理歴史科に属する学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）別表第三の下欄に掲げる科目以外の科目として、東京都立高等学校が独自に設けた科目である「江戸から東京へ」の授業に用いるために、

東京都教育委員会が作成した教科用図書であると承知している。東京都立高等学校が当該科目においてどのような記述の教科用図書を使用するかについては、東京都教育委員会が適切に判断すべきものであると考えている。)

現在の日本政府の見解は、当時の池田総理の答弁、即ち歴史事実に基づいた日本政府の見解からかけ離れ、台湾の領土的地位に関しては「認定を行う立場にない」と、口をつぐむ姿勢に終始している。いったい何を恐れているのだろう。

山谷議員は、このような「答弁書」が出てくることを予想していたようで、今後は委員会を取り上げていくことを考慮しているという。

日本は施政権を移譲しただけだった

それにしても、なぜ馮寄台代表が「台湾は中華民国政府に返還された」と言い、教科書も「台湾（1945 中国へ返還）」などと書くのだろうか。

台湾を領有して施政権を行使していた日本は大東亜戦争に敗れた後、蒋介石の国民政府（中華民国）に降伏せよというマッカーサーの一般命令第一号に従い、一九四五年十月二十五日、台北で行われた中国戦区台湾地区降伏式に臨んだ。この降伏式で日本は中華民国の台湾接収に応諾署名した。

するとこの直後、中華民国の台湾省行政長官だった陳儀は

ラジオを通じ「今日より台湾は正式に中国の領土に復帰し、すべての土地と人民は中華民国国民政府の主権下に置かれる」と発表する。これによって、台湾人は中華民国の国籍に組み入れられた。

これが歴史捏造の真の原因だった。中華民国は台湾接収を命じられただけにもかかわらず、中国の領土に復帰（光復）したと宣伝したのである。火事場泥棒よろしく、中華民国に都合のいい「台湾返還」をでっち上げてしまったのだ。

その後、蒋介石の中国国民党政府は毛沢東率いる中国共産党軍との国共内戦に敗れ、一九四九年十二月、接収していた台湾に逃げ込み、居座らざるを得ない状況となる。大陸に帰るうにも帰れない状態が続く。それ故、占領軍にすぎない自分たちが台湾に居座る理由を失ってしまうため、「返還」に固執しなければならなかったのである。

池田総理答弁が明らかにしているように、日本は降伏式では台湾の立法・司法・行政の三権、即ち「施政権」を中華民国に移譲しただけで、領土は「返還」していなかった。だから、サンフランシスコ平和条約で台湾を「放棄」できたのである。その平和条約を、中華民国自身が平和条約発効直前に日本と調印した「日華平和条約」で承認しているのだ。

したがって、中高の教科書は「返還」ではなく「施政権の移譲」と書かなければならないのである。